

2011 年度(平成 23 年度) 事業計画書

概 要

当振興会は私学振興を目的とする公益法人として、少子化の進展に伴い年々厳しさを増す私学の経営環境に最大限の支援を行うべく、私学の振興に資する諸事業を積極的に展開してきました。

当振興会の事業資金は、保有資金の運用益を主たる財源としており、数年来外国債券を主とする運用により高い運用益を得て、年々私学支援事業を拡大してきましたが、平成 20 年 9 月の米証券大手リーマンブラザーズの経営破たん(リーマンショック)以降、資金運用を巡る環境は大きく変化しました。

当年度も厳しい運用環境が続くと思われませんが、私学振興を目的とする公益法人として、私学振興事業・会館事業・教職員福祉事業等の諸事業を継続して実施し、深刻な財政状況にある私学を可能な限り支援してまいります。

事業計画

1. 私学振興事業

(1) 助成金交付事業

『私学教育充実助成金』の交付事業は、私学関係諸団体の事業を資金面より支援して、私学教育の充実を図る当振興会にとって最も重要な事業です。当年度も、私学関係諸団体に必要な助成を行い私学を支援してまいります。

(私学教育充実助成金を交付する諸団体)

京都府私立幼稚園連盟
京都府私立小学校連合会
京都府私立中学高等学校連合会
京都府私立中学高等学校経営者協会
京都府私立中学高等学校保護者会連合会
京都府専修学校各種学校協会 等

(2) 顕彰事業

『京都私学振興会賞』は、2006 年度に創設して以来回を重ねるごとに内外関係者より高い評価を受けています。

当年度も第 6 回を迎えて、日々研鑽努力している私学経営者や教職員・生徒を顕彰して、私学教育の充実に寄与することとします。

『京都私学振興会賞』の顕彰対象

(イ) 私学振興賞

- ・教育・研究・指導面において顕著な実績を残し大きい成果をあげた教職員
- ・特色ある教育計画を立案実施して成果をあげていると認められる学校等

(ロ) 文化スポーツ活動賞

- ・文化芸術活動やスポーツ活動により優秀な成績をおさめたクラブ等
- ・文化芸術やスポーツの国内・国際大会で極めて優秀な成績をあげた生徒

(ハ) 特別賞

- ・永年学校経営に携わり私学の発展に顕著な功績をあげた私学経営者
- ・私学関係団体役員として私学の振興発展に多大の貢献を尽くした方
- ・私学教育の充実に顕著な功績をあげた個人または団体

(ニ) 小野山利雄賞

- ・私学教育の充実に格段の貢献を果たした個人又は団体

(ホ) 教育研究奨励金

- ・日々私学教育の充実に専念努力している教員又は教育研究グループ

(3) 奨学金事業

『京都私学振興会奨学金』も、私学振興会賞とともに 2006 年度に創設して以来、学費支弁者を病気等で失って修学の継続が困難となった生徒に奨学金を給付する事業として、多くの生徒を支援してまいりました。

当年度も、向学心をもつ人材が教育を受ける機会を失うことのないよう支援してまいります。

(4) その他の私学支援事業

その他必要に応じて研修会の開催等の私学支援事業を行います。

2. 会館事業

京都私学会館は、私学の振興発展を目的として建てた会館であり、私学関係諸団体の事業の拠点として、また学校関係者の研修文化活動の場として、極めて有効に活用されており、併せて、私学教育の啓蒙に役立てるため一般企業・団体の会議等の用に供しています。

当会館は交通至便の立地条件と美しい外観、最新の設備や行き届いたサービスで利用者から高い評価を得ており、当年度も私学関係者の利用を中心に広く利用者に喜ばれる会館として管理運営に努めます。

3. 教職員福祉事業

私学振興を目的とする当振興会にとって、教職員の福利厚生の実施は極めて重要な事業です。当振興会では『京都私学互助会』を組織して、私学の教職員及びその家族の医療・慶弔・文化・貸付等の事業を行っています。当年度も、各事業の実施により私学教職員の福祉増進に努めることとします。

『京都私学互助会』の事業

(1) 給付事業

医療関係給付金

会員または被扶養者が疾病・負傷の際、見舞金を給付

給付種類…療養補助費・家族療養費・入院見舞金・障害見舞金

慶弔関係給付金

会員または被扶養者の結婚・出産・育児・死亡・災害等に際して慶弔金を給付

給付種類…結婚祝金・出産祝金・育児手当金・介護手当金・弔慰金・災害見舞金

退会一時金

退職等により資格を喪失した会員に、規約により退会一時金を給付

(2) 貸付事業

一般資金貸付…会員の不時の出費を援助

入学資金貸付…会員の子どもの入学金の援助

住宅資金融資…住宅購入資金融資の斡旋

(3) 厚生文化事業

映画演劇等の入場券の割引斡旋・旅行費補助など

4. 情報の公開

当振興会では、公益法人として業務運営の透明化と適正化を図るため、ホームページ及び情報誌 For-Ward を通じて、財政状態や業務内容を広く関係者に公開しています。

5. 公益法人制度改革への取組

公益法人制度改革関連法の施行に伴い、当振興会ではかねてより公益法人改革検討委員会を設けて新定款の制定・役員構成の見直しなどの検討を重ねてきましたが、当年度早々に公益財団法人移行認定申請を行います。

公益財団法人移行認定を受けた暁には、新公益法人法に則り適正な運営管理に努めます。

6. 新公益法人会計基準の採用

公益財団法人移行に伴い、当年度から会計処理の方法を、従来採用してきた収支計算書中心の会計基準(16年基準)から、正味財産計算書中心の会計基準(20年基準)に変更します。

これにより、予算書及び決算時に作成する財務諸表の種類や形式も新会計基準に沿ってかなりの変更となります。